

# 大規模同報通知サービス(API版)利用規約

改訂・施行: 2005年10月1日

改定: 2008年5月1日

株式会社インターネットイニシアティブ

## 第1条(目的)

当社は、この規約により、大規模同報通知サービス(API版。以下「本サービス」といいます)の提供に関し、本サービスの内容及び利用の方法、契約の条件、契約者の責務、料金、その他本サービスの提供条件等所要の事項について定めます。

## 第2条(規約の変更)

当社は、この規約を変更することがあります。この規約が変更された後における本サービスの提供条件等は、当該変更後の規約によるものとします。この場合において、当社は、当該変更により影響を受けることとなる本サービスに係る契約(以下「本サービス契約」といいます。)の契約者(以下「契約者」といいます。)に対し、事前にその内容について通知します。

## 第3条(用語の定義)

この規約において、次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

本サービス(大規模同報通知サービス(API版))

当社の設備及び機器により、契約者の設定に係るグループ(以下「配信グループ」といいます。)の送信先メールアドレス(以下「送信先アドレス」といいます。)に対し、電子メールを同報送信することができるサービス

作業アカウント

作業担当者が本サービスの利用に関し使用するID及びパスワードであって、当該サービスの機能の全てについて共通して使用されるもの

作業担当者

契約者が当社の承認を得て、作業アカウントを使用する者として指定した代表作業担当者または追加作業担当者

## 第4条(契約の単位)

当社は、作業アカウントごとに1つの本サービスの契約を締結するものとします。

## 第5条(権利の譲渡制限)

契約者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

## 第6条(契約の申込)

契約の申込は、当社所定の申込書を提出してするものとします。

2 前項の申込をしようとする者(この規約において「申込者」といいます。)は、当社の要請があったときは、第8条第1項に該当しないことを証する書類を提出するものとします。

## 第7条(契約の承諾)

当社は、契約の申込があったときは、次条第1項又は第2項に該当する場合を除き、これを承諾するものとします。

2 前項の承諾に係るサービスの提供は、申込を受け付けた順とします。ただし、当社は、必要と認めるときは、その順序を変更することがあります。

## 第8条(申込の拒絶)

当社は、申込者に次に掲げる事由があるときは、その申込を承諾しないものとします。ただし、第2号については、当社が特に認めた場合には、この限りではありません。

- (1) 現にインターネット上で運用中のDNSサーバに登録されていないドメイン名を用いて本サービスを利用しようとする事
- (2) 日本法において法人格がある団体若しくは日本国の公的機関以外の団体又は自然人であること

2 当社は、次に掲げる事由があるときは、契約の申込を拒絶することがあります。

- (1) 本サービスの提供が技術的に困難であるとき
- (2) 申込者が当社に対する債務(その原因の如何を問いません。)の支払を怠るおそれがあるとき
- (3) 申込者が第6条第1項の申込書にことさら虚偽の事実を記載したとき
- (4) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様で本サービスを利用するおそれがあるとき
- (5) 申込者が当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある態様で当該サービスを利用するおそれがあるとき
- (6) 申込者が当社のサービスを利用する者の当該利用に対し直接又は間接に支障を与えるおそれがある態様で本サービスを利用するおそれがあるとき

3 第1項又は前項の規定により、本サービスの利用の申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対し、書面をもってその旨を通知します。

## 第9条(契約者の名称の変更等)

契約者は、名称又は本店の所在地に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け出るものとします。

#### 第10条(法人の契約上の地位の承継)

契約者である法人の合併により契約者たる地位が承継されたときは、当該地位を承継した法人は、当社に対し、速やかに、承継があった事実を証する書類を添えてその旨を届け出るものとします。

#### 第11条(ドメイン名の変更等)

契約者は、本サービスにおいて用いるドメイン名を変更することができるものとします。この場合において、契約者は、当社に対し、当社所定の書式により、ドメイン名を通知するものとします。この場合において、第8条第1項第1号及び第2号の規定は、当該変更について準用します。

#### 第12条(契約者の責務)

契約者は、本サービスを利用するための準備を、自らの責任において行うものとします。

2 契約者は、本サービスの利用に当たり、作業担当者に通信可能なメールアドレスを設定するものとします。

#### 第13条(情報の滅失等に関する免責)

当社は、本サービス契約に基づいて本サービスの設備又は機器に設置された情報の滅失、毀損及び汚損について何らの責任も負いません。

#### 第14条(ID及びパスワード)

契約者は、当社が契約者に対し付与するID及びパスワードの管理について責任を負うものとします。

2 契約者は、ID又はパスワードを忘失したときは、当社に対し、契約者の代表者又は作業担当者の作成に係る書面をもって当該ID又はパスワードの再通知の請求をするものとします。

3 契約者は、作業アカウントのIDを変更することができません。

#### 第15条(作業担当者の変更等)

契約者は、作業担当者を選任するに当たり、あらかじめ当社の承認を得るものとします。この場合において、契約者は、当該承認の請求をするときは、当社に対し、当社所定の書式により、当該作業担当者の氏名、住所その他当社が必要として指定した情報を通知するものとします。

2 契約者は、当社の承認を得て、作業担当者の変更をすることができます。この場合において、前項第2文の規定は、当該変更について準用します。

3 作業担当者は、その住所又は連絡先を変更するときは、当社に対し、当社所定の書式により、その旨を届け出るものとします。

4 第12条の規定は、作業担当者を変更した場合の事務の引継ぎについて準用します。

#### 第16条(作業担当者の責務)

作業担当者は、次の各号に掲げる義務を負うものとします。

- (1) 作業アカウントを管理すること
- (2) 作業アカウントを漏洩しないこと
- (3) 作業アカウントが漏洩し、又は漏洩するおそれがある場合、当社に対し、直ちにその旨の通知をし、当社の指示に従うこと
- (4) 本サービスの適正な利用を確保し、併せて本サービス及び当社に対する信頼を維持するため、本サービスの利用に関する環境を整備すること
- (5) 本サービスに係るメールの送信に関する苦情に対し、誠実に対応すること

#### 第17条(当社の情報提供等)

契約者は、当社との本サービスの利用に関する連絡を、代表作業担当者を通して行うものとします。

2 作業担当者は、当社に対し連絡するときは、顧客番号を告知するものとします。

#### 第18条(利用の制限)

当社は、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあり、必要と認められるときは、本サービスの利用を制限する措置をとることがあります。

#### 第19条(情報の削除)

当社は、当社の管理するユーザディスクエリアについて次に掲げる事由があるときは、契約者にあらかじめ通知することなく、当該ディスクエリアの情報を削除することがあります。

- (1) 第三者(当社を含みます。)の著作権、特許権、意匠権、商標権その他の権利を侵害するとき
- (2) 当社の提供に係るサービスの信用を毀損するおそれがあるとき
- (3) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様において設置され、又は利用されているとき
- (4) 当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において設置され、又は利用されているとき
- (5) 本サービスが終了したとき

#### 第20条(利用の中止)

当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の設備又は機器の保守又は工事のためにやむを得ないとき
- (2) 当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき

2 当社は、本サービスの提供を中止するときは、契約者に対し、前項第1号により中止する場合にあつては、その14日前までに、同項第2号により中止する場合にあつては、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

#### 第21条(利用の停止)

当社は、契約者又は作業担当者に次に掲げる事由があるときは、本サービスの提供を停止(第4号にあつては、利用の一部停止を含みます。)することがあります。

- (1) 本サービス契約上の債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき
- (2) 第8条第1項第1号又は第2号に該当するとき
- (3) 第8条第2項第3号から第6号までに該当するとき
- (4) インターネットサービスを利用する者の当該利用に対し直接又は間接に支障を与える態様で本サービスを利用するおそれがあるとき
- (5) この規約に違反したとき

#### 第22条(サービスの廃止)

当社は、都合により本サービスを廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定によりサービスを廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の3ヵ月前までに、書面により、その旨を通知します。

#### 第23条(契約者の解除)

契約者は、当社に対し、当社所定の解約申込書で通知することにより、本サービス契約を解除することができます。この場合において、当該解除の効力は、当該通知のあった日から1ヶ月を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に生じるものとします。

2 前条の規定により本サービスが廃止されたときは、当該廃止の日に本サービス契約が解除されたものとします。

#### 第24条(当社の解除)

当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービス契約を解除することがあります。

- (1) 第21条(利用の停止)の規定により本サービスの利用が停止された場合において、契約者が当該停止の日から2ヶ月以内に当該停止の原因となった事由を解消しないとき
- (2) 第21条(利用の停止)の事由がある場合において、当該事由が本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

2 当社は、前項の規定により本サービス契約を解除するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知します。

#### 第25条(免責)

当社は、契約者が本サービスの利用に関して被った損害(その原因の如何を問いません。)について、当該損害が当社の故意又は重大な過失により発生した場合を除き、賠償の責任を負わないものとします。当社が契約者に対して負う損害賠償の総額は、本契約に基づき契約者が当社に支払う利用料金のうち、当該損害の発生した月の月額総額を上限とするものとします。

2 当社は、契約者が本サービスの利用に関して第三者に与えた損害についていかなる責任も負わないものとします。この場合において、当社が当該第三者に対する損害の賠償等損失(当該損害に係る紛争を解決するため使用した費用を含むものとします。)又は負担を負ったときは、契約者は、当社に対し、当該損失を弁償し、又は当社に代わって当該負担を負うものとします。

3 契約者が不正に本サービスを使用したことにより当社に損害を与えた場合、契約者は、当社に対し、当該損害を賠償するものとします。

#### 第26条(契約者の支払義務)

契約者は、当社に対し、本サービスの利用に関し、初期費用及び契約者が選択する料金体系による料金(以下「本サービスの料金」といいます。)を支払うものとします。

#### 第27条(初期費用)

初期費用の支払義務は、当社が本サービスの利用の申込みを承諾した時に発生し、その額は、50,000円とします。

#### 第28条(料金)

本サービスの料金の体系はその内容に応じ次の通りとします

- (1) 通数課金制  
暦月単位の基本料金及び契約者が1暦月内に送信したメール数に応じて定められる料金(以下、「通数料金」といいます)とします。通数料金は次に掲げる表のとおりとします。

月額基本料金:金10,000円

1通あたりの料金:

1通目	～	100,000通目	1.00円
100,001通目	～	200,000通目	0.95円
200,001通目	～	300,000通目	0.90円
300,001通目	～	400,000通目	0.85円
400,001通目	～	500,000通目	0.80円
500,001通目	～	600,000通目	0.75円
600,001通目	～	700,000通目	0.70円
700,001通目	～	800,000通目	0.65円
800,001通目	～	900,000通目	0.60円
900,001通目	～	1,000,000通目	0.55円
1,000,001通目	以降		0.50円

※通数課金制の料金は積み上げ方式とします。

## (2) バック料金制

バック料金制は、一定数の送信通数とそれに対応する料金を定めるものとし、その内容は以下の通りとします。なお、複数の送信通数の単位を組み合わせることを妨げません。送信通数(複数の送信通数単位の組合せによる場合は、その和)を超えて送信した場合は、下記に定める超過料金が生じます。

送信通数	例月費用
100,000通バック	60,000 円

通信総数を超えた場合の超過料金 1通につき 金1円

2 通数課金制またはバック料金制の選択は、契約者が申し込み時に行うものとします。

3 通数課金制又はバック料金制間の変更もしくはバック料金制における送信通数の組合せの変更は、暦月単位でこれを行うことができるものとします。この場合において、変更の申込は当社が指定する手続によって行うものとし、当該変更の申込については、第6条乃至第8条の定めを準用するものとします。

## 第29条(課金及び支払い)

契約者は、当社が本サービスの提供を開始した日の属する月から、本サービスを提供した最終の日が属する月までに発生する暦月単位の本サービスの料金を支払うものとします。サービスの料金は、開始又は終了の日が暦月の途中である場合でも、日割り計算は行わないものとします。

## 第30条(料金等の支払方法)

契約者は、第26条から前条までの規定に基づく本サービスの料金を、当社が指定する日までに、振替送金、振込送金又は自動引落しの方法により支払うものとします。

2 支払に係る振込手数料は、契約者が負担するものとします。

## 第31条(遅延損害金)

契約者は、本サービスの料金その他当該サービスの利用に関し負担した債務の支払を怠ったときは、当社に対し、支払期日の翌日から完済の日まで1日当たり0.05パーセントの割合による遅延損害金を支払うものとします。

## 第32条(消費税)

契約者が当社に対し本サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法(昭和63年法律第108号)及び、同法に関する法令の規定により、当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額をあわせて支払うものとします。

## 第33条(準拠法及び裁判管轄)

この規約の適用法令は、日本国の法令とし、本サービス契約に係る紛争は、東京地方裁判所をその第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第34条(個人情報)

当社は、法令及び当社が別途定める個人情報保護方針に基づき、契約者の個人情報(以下「個人情報」といいます。)を適切に取り扱うものとします。

2 当社は、取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとします。

- (1) 本サービスの提供に係る業務を行うこと。(業務上必要な連絡、通知等を契約者に対して行うことを含みます。)
- (2) 本サービスの質的維持向上を図るため、アンケート調査、及び分析を行うこと。
- (3) 当社のサービスに関する情報(当社の別サービス又は当社の新規サービス紹介情報等を含む)を、電子メール等により送付すること。
- (4) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。

3 当社は、契約者の同意に基づき必要な限度において個人情報を第三者に委託又は提供する場合があります。

4 前項にかかわらず、法令に基づく請求又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条に基づく開示請求の要件が充足された場合は、当社は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。

#### 附則

平成17年10月1日施行

1 この規約は、平成17年10月1日から実施します。

2 株式会社アイアイジェイメディアコミュニケーションズ(以下「IJ-MC」といいます。)の大規模同報通知サービス(API版)利用規約に基づき成立した契約は、この規約実施の日において、当社とIJ-MCとの合併により、この規約に基づく契約に移行したものとします。

平成20年5月1日施行

1 この規約は、平成20年5月1日から実施します。

2 平成20年4月30日以前の規約に基づき、パケット料金制の送信通数を500,000通パケット又は1,000,000通パケットとする本サービス契約を締結している契約者が支払うべきパケット料金制における料金の額は、なお従前のままとします。